

緊急事態宣言に伴う政府方針

住民への要請

- ★対象地域では、午後8時以降の不要不急の外出の自粛を住民に徹底する

飲食店への要請

営業時間 : 午後8時までに短縮
酒類提供 : 午前11時～午後7時

- ★居酒屋を含む飲食店や喫茶店（宅配やテイクアウトを除く）
- ★バーやカラオケボックスなどで食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- ★協力金→要請に応じた飲食店に対して協力金の支払いを行う都道府県を支援

事業者への要請

- ★出勤者の7割削減 目指す
- ★テレワークやローテンション勤務などを強力に推進
- ★事業の継続に必要な場合を除き午後8時以降の勤務を抑える
- ★時差出勤や自転車通勤などの取り組みを進める

イベントの人数制限要請

- ★人数の上限を収容人数の50%か5000人の少ない方とする
- ★開催時間を午後8時までとする

学校などへの要請

- ★一律に臨時休校は求めない
- ★地域の状況に応じた感染防止策の徹底
- ★大学・高校入試等は、感染防止策など万全を期して実施
- ★保育所や児童クラブなども感染防止策徹底し、原則開所

移動に関して

- ★都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策の徹底と大人数での会食を控える

宣言に基づく措置とは別に以下の施設にも働きかけ

営業時間 : 午後8時までに短縮
酒類提供 : 午前11時～午後7時

- ★食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗などを除く遊興施設
- ★劇場・観覧場・映画館・演芸場
- ★集会場・公会堂・展示場
- ★物品販売業を営む1000平方メートルを超える店舗
- ★ホテルや旅館で集会などに使用する部分
- ★運動施設・遊技場
- ★博物館・美術館・図書館
- ★サービス業を営む1000平方メートルを超える店舗